

令和5年度 勝央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

本町では、令和3年4月に勝央町耐震改修促進計画を改定し、令和7年度末における耐震化率の目標値を95%とした。

この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、勝央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは勝央町耐震改修促進計画第2章第2に基づき策定する。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、勝央町全域とする。

4. 取組内容・目標・実績

(1) 計画

	令和5年度取組内容	令和5年度目標	
計画	<p>【財政的支援】</p> <p>i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。</p> <p>ii) 住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施。</p> <p>【普及・啓発等】</p> <p>i) 住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税納税通知書送付時に耐震診断及び耐震改修補助等に関するチラシを同封する。 <p>ii) 耐震診断を実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話連絡等により、耐震改修を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：3戸 木造住宅耐震改修工事補助戸数：1戸 	
		前年度までの実績	
		平成30年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：1戸 木造住宅耐震改修工事補助戸数：なし 	
		令和元年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：1戸 木造住宅耐震改修工事補助戸数：なし 	
		令和2年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：なし 木造住宅耐震改修工事補助戸数：なし 	
		令和3年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：なし 木造住宅耐震改修工事補助戸数：なし 	
令和4年度			
<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断補助戸数：2戸 木造住宅耐震改修工事補助戸数：なし 			

	<p>iii) 改修事業者の技術力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県主催） ・県ホームページに耐震改修事業者リストを公表 <p>iv) 耐震化普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知。 ・防災訓練等のイベントにおいてブース展示の実施 ・リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知 	
--	--	--

(2) 自己評価（令和4年度分）

【普及・啓発等】に係る取組実績

- i) 住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組
 - ・実施なし
- ii) 耐震診断を実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進(2件)
- iii) 改修事業者の技術力向上
 - ・県主催の施工者向け講習会の実施（令和4年11月）
 - ・県ホームページに耐震改修事業者リストを公表
- iv) 耐震化普及啓発の実施
 - ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知（令和3年6月、9月号）
 - ・町ホームページに耐震診断・耐震改修補助制度についての周知ページを掲載
 - ・庁舎内において、無人展示ブースを設置（令和4年10月3日～令和4年10月14日）
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練等のイベントが行われなかったため、代替として無人展示ブースを設置した。
 - ・産業建設部窓口にて、リーフレットを設置し、補助制度概要等の周知

課題と改善策

- ・耐震診断や耐震改修工事について、申請件数が目標件数に到達しなかった。
- ⇒これまでの広報紙やホームページでの周知活動などに加え、税務部局と連携し、固定資産税納税通知書送付時に耐震診断及び耐震改修補助等に関するチラシを同封する。